

議案第 5 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 6 月 1 7 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

佐倉市手数料条例（平成12年佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の42の項から49の項まで及び51の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表59の項の次に次のように加える。

59 の2	建築基準 法第48 条第16 項第1号 の規定に よる増築 等の許可 の申請に 対する審 査	用途地域 における 増築等許 可申請手 数料		1件につき12 6,000円
59 の3	建築基準 法第48 条第16 項第2号 の規定に よる建築 の許可の 申請に対 する審査	用途地域 における 日常生活 に必要な 建築物の 建築許可 申請手数 料		1件につき15 万円

別表第1の63の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表91の項中「第86条の8第3項」の次に「(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同項の次に次のように加える。

91 の2	建築基準 法第87	既存の一 の建築物		1件につき14 万円
----------	--------------	--------------	--	---------------

	<p>条の2第1項の規定による既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定申請手数料</p>	
91の3	<p>建築基準法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の用途を変更して1年以内の期間を定めて使用する場合の許可申請手数料</p>	<p>1件につき126,000円</p>
91の4	<p>建築基準法第87条の3第6項の規定による</p>	<p>建築物の用途を変更して1年を超えて使用す</p>	<p>1件につき183,000円</p>

建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査	る特別の必要がある場合の許可申請手数料		
-----------------------------------	---------------------	--	--

別表第1の92の項から95の項までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表115の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表140の2の項中「第85条第5項」の次に「及び同条第6項」を加え、「124,000円」を「126,000円」に、「153,000円」を「156,000円」に、「167,000円」を「17万円」に、「21万円」を「214,000円」に、「353,000円」を「359,000円」に、「177,000円」を「18万円」に、「234,000円」を「238,000円」に、「267,000円」を「272,000円」に、「352,000円」を「358,000円」に、「642,000円」を「654,000円」に改め、同表141の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の140の2の項の改正規定（「第85条第5項」の次に「及び同条第6項」を加える改正規定を除く。）は、令和元年10月1日から施行する。